

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500112号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500008号

第1 結論

第2の2に示す請求期間①から④までについては、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

また、第2の2に示す請求期間⑤については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成*年*月から平成*年*月まで
② 平成14年4月から平成17年3月まで
③ 平成18年12月から平成20年1月まで
④ 平成21年4月から同年6月まで
⑤ 平成24年3月及び同年4月

私は、高校を卒業してから平成17年11月1日にA社に就職するまで、学生ではなく無職だったので、請求期間①及び②の保険料を納付することはできず、自宅に届いた書類に請求期間①と現在、保険料を全額免除されている平成*年*月から平成*年*月までの期間を合わせて記入し、返送して加入手続及び免除申請を行ったと思う。

また、請求期間②は、平成13年4月から平成14年3月までの免除期間の直後であり、引き続き無職であった私には免除継続のハガキが届いたはずなので、当該ハガキの免除継続希望に印をつけて返送し、免除申請を行ったと思う。

請求期間③及び④は、直前に勤めていた会社を退職後、健康保険証が欲しくて市役所で国民健康保険の加入手続を行ったことを記憶しているが、同時に国民年金の加入手続及び免除申請はしておらず、後から郵送されてきた書類に記入し、返送して加入手続及び免除申請を行ったと思う。

請求期間⑤は、自宅に何回も納付書等が届いた。納付書等が届いた頃は、就職して収入はあったので、手持ちの現金で納付場所、納付時期及び納付金額は全く覚えていないが、自分でまとめて納付した。

請求期間①から⑤までについて、いつ書類等が届いたかは不明であるが、自

宅に届いた都度、書類に自分で記入して返送し、加入手続及び請求期間①から④までについては免除申請を行い、請求期間⑤については、就職後、自分でまとめて納付したと思うので、調査の上、請求期間①から⑤までの記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、自宅に届いた書類に請求期間①と現在、保険料を全額免除されている平成*年*月から平成*年*月までの期間を合わせて記入し、返送して同時に加入手続及び免除申請を行ったと思う旨陳述しているが、当該書類をいつ返送したかは覚えておらず、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は20歳到達を契機として付番されており、国民年金の被保険者資格取得については、平成*年*月*日を資格取得年月日とする事務処理が平成*年*月*日に行われている。

また、請求期間①直後の平成*年*月から平成*年*月までの免除申請は、平成*年*月*日に行われ、平成*年*月*日に承認されていることが確認できることから、加入手続と同時に免除申請を行ったことは確認できない。

さらに、日本年金機構は、「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて（通知）」（平成17年3月29日庁保険発第0329004号）から、請求期間①当時の免除承認は、申請のあった日の属する月の前月からであるため、上述の免除申請年月日（平成*年*月*日）において請求期間①は申請することができない旨回答している。

加えて、戸籍の附票によると、請求者は、出生から平成28年7月1日までB市に住所を定めており、その後、C市に住所を定めていることが確認できる。B市から提出された「国民年金被保険者台帳照会」の資格得喪記録から平成*年*月*日資格取得（強制）、平成17年11月1日資格喪失（2号該当）、免除記録から平成*年*月から平成*年*月まで（全申免除）、であることが確認できるが、請求期間①については免除期間であることは確認できない。あわせて、「国民年金納付記録照会」においても請求期間①については未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

- 2 請求期間②について、請求者は、平成13年4月から平成14年3月までの免除期間の直後であり、引き続き無職であった私には免除継続のハガキが届いたはずなので、当該ハガキの免除継続希望に印をつけて返送し、免除申請を行ったと思う旨陳述しているが、当該ハガキをいつ返送したかは覚えておらず、オンライン記録によると、上述のとおり、請求期間①直後の平成*年*月から平成*年*月までの免除申請は、平成*年*月*日に行われ、請求期間②直前の平成13年4月から平成14年3月までの免除申請は、平成13年5月30日に行われているが、請求期間②に係る保険料については免除申請を行ったことは確認できない。

また、「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて（通知）」（平成17年7月1日庁保険発第0701001号）によると、平成17年7月1日からは、

全額免除又は納付猶予が承認された被保険者が翌年度以降も全額免除又は納付猶予を申請することを希望した場合、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱い（以下「継続的免除申請」という。）であったところ、日本年金機構は、請求期間②は、継続的免除申請が導入される前であるため請求期間②当時については、継続免除することはできなかった旨回答している。

さらに、B市から提出された「国民年金被保険者台帳照会」からは請求期間②に係る免除記録は確認できない。あわせて、「国民年金納付記録照会」においても請求期間②については未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

- 3 請求期間③及び④について、請求者は、それぞれ直前に勤めていた会社を退職後、B市役所で国民健康保険の加入手続を行った。国民年金の加入手続及び免除申請は、後から郵送されてきた書類に記入し、返送して加入手続及び免除申請を行ったと思う旨陳述しているところ、請求者の主張に沿って、請求期間③の保険料を全額免除とするためには、平成18年12月から平成19年6月までの期間及び平成19年7月から平成20年1月までの期間について、それぞれ免除申請を行う必要がある。同様に、請求期間④については、平成21年4月から同年6月までの期間の免除申請を行う必要がある。しかしながら、オンライン記録によると、請求期間③及び④に係る加入手続を行ったことは確認できるものの、免除申請を行った形跡は見当たらない。

また、請求期間④直後の平成21年7月から平成22年6月までの期間については、平成22年4月12日に免除申請を行ったことが確認できるが、日本年金機構は、「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて（通知）」（平成17年3月29日庁保発第0329004号）から、平成17年4月1日以降における免除申請の遡及が可能な期間については、申請のあった月の直前の7月（7月に申請する場合は前年7月）までであり、「国民年金法第90条第1項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の一部を改正する件について」（平成26年3月31日年管発0331第9号）から、平成26年4月1日以降における免除申請の遡及が可能な期間については、保険料の消滅時効が成立していない2年1か月前までとなった旨回答しているため、上述の免除申請年月日（平成22年4月12日）において請求期間③及び④は免除申請ができない期間となる。

さらに、B市から提出された「国民年金被保険者台帳照会」からは請求期間③及び④について免除期間であることは確認できない。あわせて、「国民年金納付記録照会」においても請求期間③及び④については未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

- 4 請求期間⑤について、請求者は、自宅に何回も納付書等が届き、納付書等が届いた頃は就職して収入はあったので、手持ちの現金で納付場所、納付時期及び納付金額は全く覚えていないが、自分でまとめて納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、平成24年3月21日（請求期間⑤の初月）を勧奨事象発生年月日として、未加入期間国年適用勧奨関連対象者一覧が平成25年8月

23日に作成されていることが確認できるものの、請求期間⑤に係る国民年金の被保険者資格の取得は確認できない上、日本年金機構は、未加入勧奨状と同時に納付書を送付することはない旨回答している。

また、B市から提出された「国民年金被保険者台帳照会」からは請求期間⑤に係る資格取得記録は確認できない。あわせて、「国民年金納付記録照会」においても請求期間⑤については未加入期間をあらわす空白であり、オンライン記録とも一致している。

- 5 請求期間①から④までの保険料を免除申請したこと及び請求期間⑤の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①から④までについては、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正すること及び請求期間⑤については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。